

塚野林道改良工事

森林土木工事特記仕様書【個別】

第1 適用

受注者は、本工事の施工に当たっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」「森林整備保全事業施工管理基準」「森林整備保全事業工事写真管理基準」及び「森林土木工事特記仕様書【共通】」に基づき実施しなければならない。

第2 工事内容

別添「工種別数量内訳書」及び「各種資材の規格及び単位当たり数量」のとおり。

第3 指定仮設工

- 構造及び規格等については、下記「第9 標準施工図等」を参考とし、他の仮設物を採用する場合は労安則等諸法令に適合するもので、森林整備保全事業工事標準仕様書の各基準により施工するものとする。
- 数量変更を必要とする場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

第4 施工箇所周辺の地山状況

施工箇所周辺の地山状況については、別添「施工箇所周辺の地山状況」及び「設計説明書」のとおりであり、労安則第355条により地山の掘削作業を行う場合、あらかじめ作業箇所及びその周辺の地山について調査を行い、労安則第358条によりその日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無等を点検すること。

第5 指定工法及び付帯条件

第6 工事に係る補正事項

別添「工事積算条件表」のとおり。

なお、運転手（特殊・一般）及び助手は冬期補正の対象としない。

第7 建設リサイクル法適用工事に関する特記事項

当工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事でない。

- 1 契約に先立ち、(4)に示す「解体工事費等の工種内容」を参考にして、「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）」、「再資源利用計画書」及び「再生資源利用推進計画書」を作成し交付・説明すること。
- 2 当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「再資源化等報告書」を作成し提出すること。
- 3 当該工事に係る解体工事等は、処理場での受託数量が確認できる書面（産業廃棄物管理表等）を提出すること。
- 4 解体工事費等の工種内容

解体方法					
解体工事に要する 直接工事費の工種内容	工種	特定建設資材の種類	単位	数量	備考
再資源化等に要する 直接工事費の工種内容	舗装工	がれき類コンクリート塊	t	148	
	舗装工	がれき類二次製品	t	2.8	
	舗装工	がれき類アスファルト	t	0.5	

第8 その他特記事項（該当工事に添付）

第9 標準施工図等

添付されていない標準施工図については、中部森林管理局ホームページ【公売・入札情報>契約関係情報>その他>森林土木工事の設計積算について】によるものとする。

（http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/sekisan.html）

第10 図面他

別添のとおり